

幼児教育の無償化について

第23回社会保障審議会
少子化対策特別部会
平成21年5月19日

資料5-1

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

○幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

※「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月29日）にも同様の記載あり。

文部科学省においては、幼児教育の無償化について総合的に検討するため、平成20年5月に「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」（座長：無藤隆白梅学園大学教授）を立ち上げ、諸外国の取組状況や財源、制度等について調査・検討を行っているところ。

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 委員名簿

副座長 秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
稲毛 律夫 東京都江戸川区子ども家庭部長
岩立 京子 東京学芸大学教育学部教授
岩渕 勝好 東北福祉大学教授
大竹 文雄 大阪大学社会経済研究所教授
柏女 霊峰 淑徳大学社会学部教授
佐藤 津矢子 高知県教育委員会子育て・親育ち推進監
座長 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
森上 史朗 子どもと保育総合研究所代表

オブザーバー：厚生労働省保育課長

研究会で当面整理すべき論点（案）

1. 現在社会の状況の中での幼児教育の必要性
2. 諸外国と我が国の状況との比較・整理、地方公共団体の取組や課題
3. 幼児教育の無償化の意義、基本的枠組
 - ・幼児教育の無償化を導入する意義（教育的な意義、少子化対策としての意義）
 - ・対象とする範囲（年齢、施設類型、教育内容など）や制度の在り方
4. 幼児教育の無償化の実施に関する具体的課題の整理
 - ・無償化の財源の問題
 - ・財源上の制約がある場合の対応
 - ・幼児教育の質を確保するための方策 等

「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」開催経緯

- 【第1回】平成20年5月20日(火)17:00～19:00
○ 幼児教育の現状等について
- 【第2回】平成20年6月12日(木)17:00～19:00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
- 【第3回】平成20年7月18日(金)14:00～16:00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
○ 我が国における教育費負担や少子化対策等を巡る取組について
- 【第4回】平成20年8月21日(木)13:00～15:00
○ 就学前教育の効果に関する最近の研究
(大竹委員からのプレゼン)
○ 幼児教育・保育の質の維持・向上
(森上委員からのプレゼン)
- 【第5回】平成20年9月29日(月)13:00～15:00
○ 幼児教育・保育の質について
○ これまでの主な意見の整理
- 【第6回】平成20年11月11日(火)10:00～12:00
○ 脳科学が幼児教育に示唆するもの
(理化学研究所脳科学センター
津本グループリーダーからのプレゼン)
○ 乳幼児期の教育・保育制度のあり方
(日本総研株式会社
池本主任研究員からのプレゼン)
○ 主な意見の整理と今後の進め方について
- 【第7回】平成21年3月3日(火)15:00～17:00
○ 関係団体からのヒアリング
(全日本私立幼稚園連合会 北條専務理事)
(全国国公立幼稚園長会 岡上会長)
- 【第8回】平成21年3月30日(月)13:00～15:00
○ 無償化の論点について
- 【第9回】平成21年5月18日(月)10:00～12:00
○ 中間報告書(案)について

中間報告の概要

1. 無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的効果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めていることなどから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

2. 対象者

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。①幼稚園、②認定こども園、③認可「保育所」に在籍する3～5歳児を対象とすることが基本。なお、保育所等については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

3. 無償化の仕組み（幼稚園及び認定こども園）

現行の私学助成（機関補助）と幼稚園就園奨励費補助制度（個人給付であるが、幼稚園が代理受領）の二本立てを前提とした上で、幼稚園就園奨励費補助制度を拡充した個人給付制度により実現。

また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化（市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など）を含めて検討。

4. 無償化に関連する課題

（ア）教育の質の維持・向上について

学校評価の取組の強化など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

（イ）義務教育化について

現状では国民的な合意が得られているとは言い難く、今後の国民的な議論等を踏まえて検討していくべき。

（ウ）行政による幼児教育の提供の責務について

地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

5. 財源（幼稚園・保育所合わせて7,900億円）

幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「中期プログラム」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当。

6. 制度化の時期

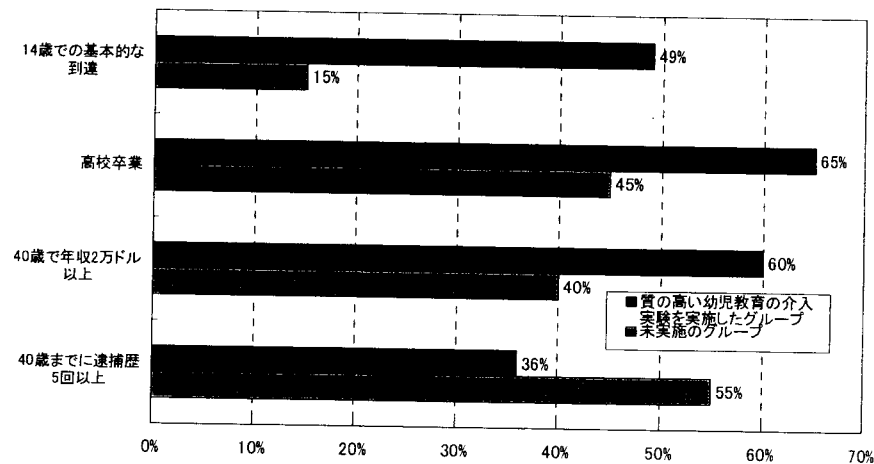
税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。

教育基本法の改正

○教育基本法（抄） （幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

ペリー就学前実験における40歳での主な結果

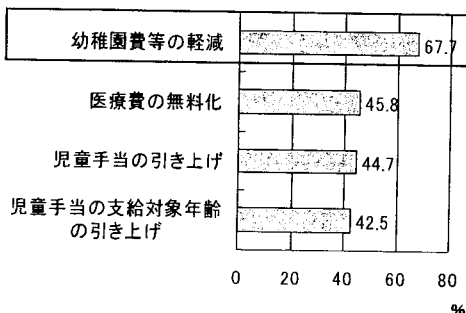


【出典】 Starting Strong II: EARLY CHILDHOOD EDUCATION AND CARE (OECD, 2006)
Source: Schweinhart, L. and J. Montie (2004). "Significant Benefits: The High/Scope Perry, Pre-school Study through Age 40" High/Scope Educational Research Foundation

子育て家庭に対するアンケート調査結果

子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

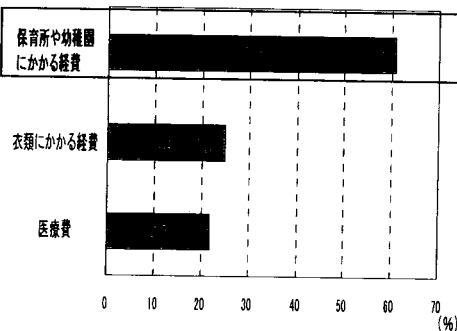
Q あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。
(経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問)



出典：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」をあげている。

Q 負担感を感じる具体的な内容（複数回答）

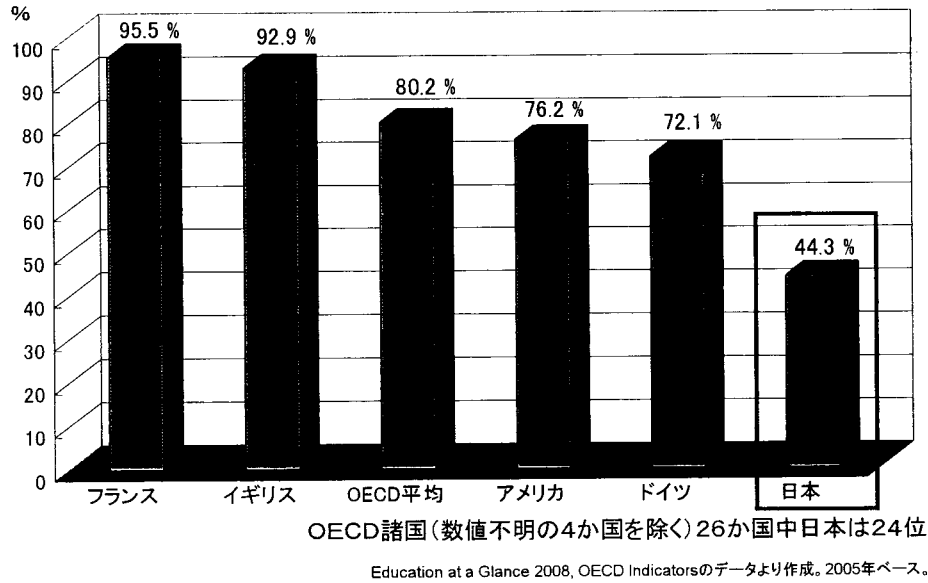


出典：厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(平成17年度)

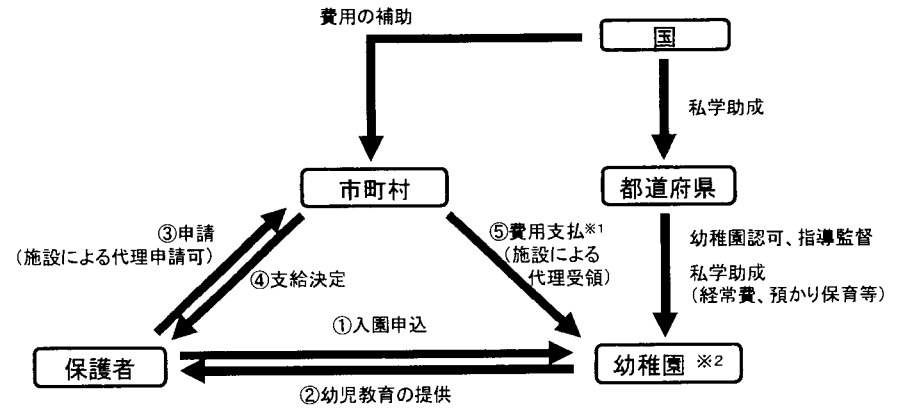
諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

国名	制度の概要
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 2004年までに全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現。 (現在、「週12.5時間(2.5時間×5日)、年38週分」が無償で、2010年までに「週15時間、年38週分」を無償に。) 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償。 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償。 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州では5歳児を義務化。
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 2007年までに、4つの州・市で5歳児より無償化を導入。 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児に対する幼児教育・保育の無償化の段階的実施が法定化されている。 (1999年より低所得者層から順次拡大中。現在、5歳児の約30%が無償。) 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。

就学前教育費の公費負担割合 (収入ベース)

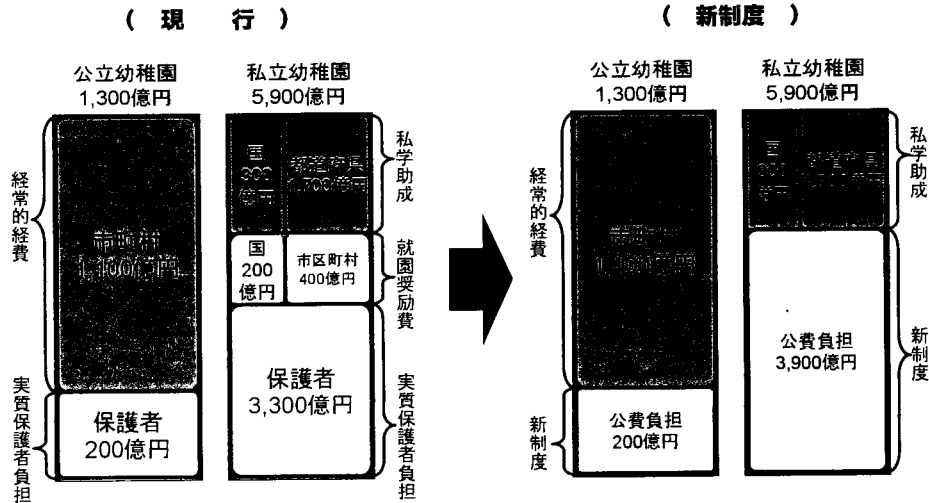


無償化の実施スキーム(私立幼稚園の場合)



- ※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

無償化に要する追加公費(平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位: 億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3~5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会
中間報告
「幼児教育の無償化について」
(概要)

1. はじめに

改正教育基本法、骨太の方針2006などを踏まえ、平成20年5月より有識者、地方公共団体からなる研究会での検討した結果を中間的に取りまとめた。

2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的効果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めているとともに、OECD諸国の中でも我が国の幼児教育に対する支出は極めて低いことから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

3. 無償化の対象

(1) 総論

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。

(2) 対象者

基本的には、①幼稚園、②「認定こども園」の幼稚園機能部分、③認可「保育所」に在籍する幼児を無償化の対象とする方向で検討すべき。なお、認可外保育施設については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

(3) 対象年齢

- ・幼稚園に在籍する幼児については、全ての幼稚園児（3～5歳児）を対象とすることを基本とすべき。認定こども園の幼稚園機能部分に在籍する幼児もこれに準ずる。
- ・保育所の幼児についても、3～5歳児は無償化の対象に含めるのが適当と考えられるが、認可外保育施設の扱いや保育制度における無償化の在り方と併せて、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

4. 無償化の仕組み

(1) 無償化の仕組み

- ・ここでは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分の無償化の具体的な仕組みについて検討する。
- ・現行の機関補助と個人給付の二本立てによる幼児教育の振興を前提とした上で、

現行の幼稚園就園奨励費補助制度を基本としつつ、これを拡充した個人給付制度により実現することが適当。

・具体的には、次のような制度とする方向で検討すべき。(図表1)

①幼稚園就園奨励費補助制度を基本とした上で、幼児教育のための確実な支給等の観点から、幼稚園が代理受領できる制度とする。

②無償化の対象経費は、各施設における「入園料」と「4時間の保育を実現するための必要相当の保育料」の全国的な平均額を基準とする。

その際、教育の質を高める観点から、特色ある教育環境の整備等のために追加の費用を徴収することも可能とする方向で検討。

・また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化(市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など)を含めて検討すべき。

(2) 無償化に関連する課題

(ア) 教育の質の維持・向上について

自己評価等の実施と公表、幼稚園・保育所の教員や保育士等の合同研修の促進など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

(イ) 義務教育化について

現状では、保護者が施設に通わせずに教育を行うことを一律に否定して、施設における教育を制度として義務付けることは、国民的な合意が得られているとは言い難く、無償化後の幼児教育の普及状況や今後の国民的な議論を踏まえて検討していくべき。

(ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について

国及び地方公共団体は、認定こども園制度の活用を含め、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

5. 無償化の財源及び制度化の時期

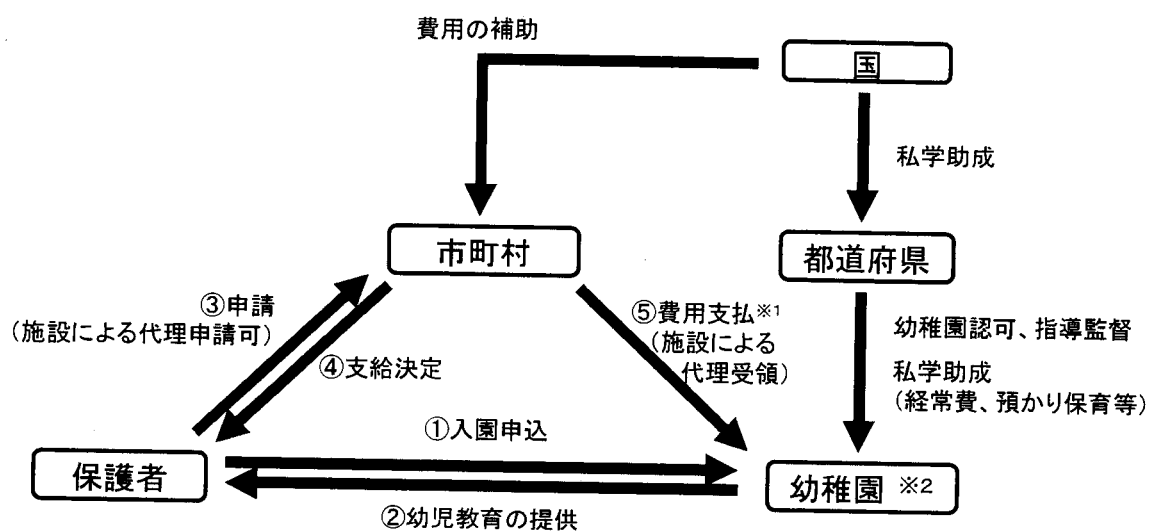
(1) 財源

- ・必要となる追加公費の額は、国及び地方公共団体で合わせて、約7,900億円と推計される。(図表2, 3)
- ・幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当。

(2) 制度化の時期

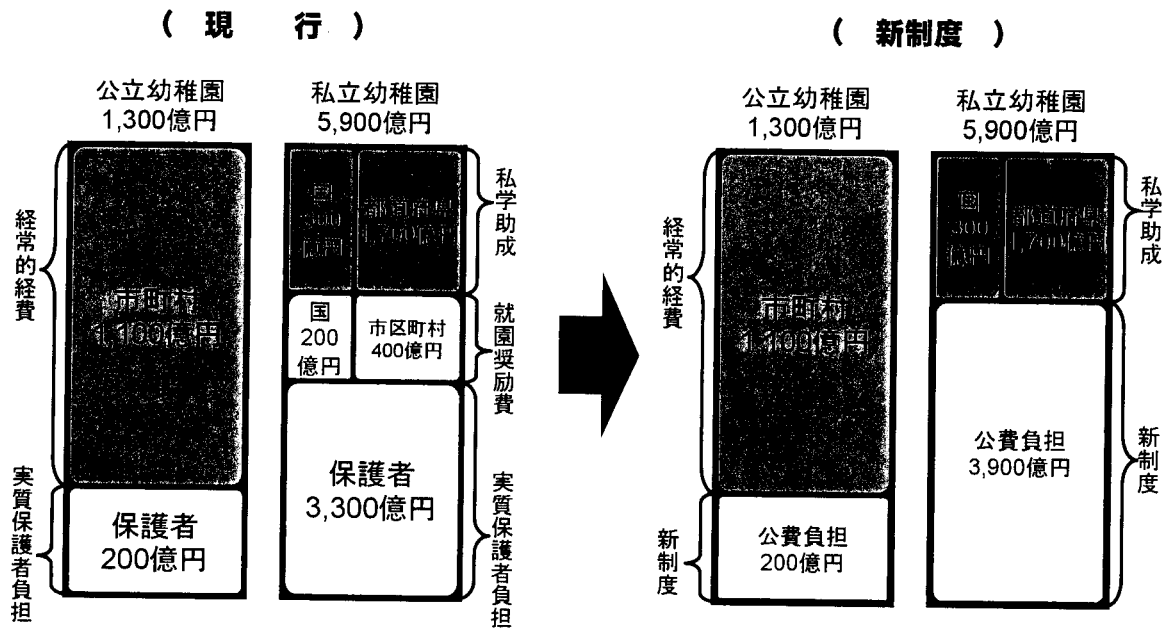
- ・消費税を含む税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。
- ・無償化が実現するまでの間は、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充などにより、幼児教育に関する財政措置を拡充していくことが必要。

(図表 1) 無償化の実施スキーム (私立幼稚園の場合)



- ※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

(図表2) 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

(図表3) 無償化に要する追加公費 (平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。